

論文

19世紀フランスの女子初等教育における針仕事

廣田愛理

はじめに

「夫婦の調和」と題されたこの絵葉書の写真（図1）は、揺りかごの前で新聞を読む夫と針仕事をする妻の姿を写し出している。これは、男性の政治（＝新聞）への関与と、女性の家事（＝針仕事）への専念という当時の男女の社会的役割分担を表象した紋切り型の構図である。

マイユール曰く「十九世紀の初めから終わりまで、女性の活動のうちで、もっともさかんに表象の対象となったのは、縫いものだった。縫いものは、社会階層によりもずっと密接に性別に結びつき、女性の労働のイメージそのものを提供していた。そしてこのイメージは、社会的・経済的な差異や産業労働といった枠をこえて、社会によって合意ずみの模範像〔つまり、縫いものをする女性〕を、特別の地位に置いていたのだった¹⁾。とはいえ、女性が家庭内で行う労働は針仕事だけではない。実際、女子が学校で女性の仕事として学んだのも針仕事だけでなく、洗濯や料理や家族の健康管理なども家庭における重要な仕事として学習内容に組み込まれていた。しかしながら、ジュール・フェリー公教育相の下で1882年3月28日法によって初等教



図1 絵葉書、1905年消印（筆者私物）

育が義務化された際、「針仕事 (les travaux à l'aiguille)」だけが女性の仕事の中でも別扱いにされ、女子の必修科目に指定された²⁾。

なぜ針仕事は女性の仕事の代表格として表象の対象になるのだろうか。また、なぜ学校教育においても針仕事は女子特有の教科として特別扱いされたのだろうか。こうした疑問に答えるべく、本論文では、まず、18世紀末の革命期から1881～82年のフェリー法³⁾成立期に至る教育改革の中で女子初等教育が整備された過程を概観するとともに、フェリー法が針仕事を女子固有の教科に指定した経緯を探る。さらに、フェリー法に準拠した第三共和政期の学校教科書を手掛かりに、義務化された初等教育において針仕事がどのように教えられていたかを確認することで、19世紀フランス社会における針仕事の特異性を解明する。

1. 初等教育制度の変遷と針仕事

(1) フランス革命期の女子教育観

宗教改革以降、教会が子どもの教育の担い手となったのは、キリスト教の教理を教える必要性を認識したからであった。それゆえ、17世紀の司教たちは道徳的観点から男女別学や教室内の男女分離の遵守を主張したものの、教育内容そのものに男女差の導入を求めることはなかった。また、女子教育を担っていたのは女性修道会であったが、教育の目的はあくまでも「魂の救済」の方法を教えることにあり、子どもたちに読み書き、縫い物、足し算・引き算を教えたとしても、当初、それらは付随的なものと見なされていた。だが、18世紀になると、戦争やヨーロッパの地理的拡大に対する関心から、教会の歴史を中心とした地歴も教えられるようになる。また、家庭の要望に応える形で、修道院の寄宿女学校では外部から来る先生によるダンスのレッスンや、絵画、音楽のレッスンも取り入れられるようになった⁴⁾。

他方で、家庭内における男子優遇の考えが影響し、とりわけ農村部においては女子の学校設立のための寄付も少なく、女子校の数は相対的に少なかった。さらに、18世紀に入り、家庭が学校に対して宗教教育よりも読み書きといった基礎知識の習得を期待するようになると、女子教育は一層軽視されるようになる⁵⁾。

フランス革命期になると、啓蒙思想を広めるために初等教育の重要性が認識され、1792年にはコンドルセによって無償かつ教育の下での男女平等と非宗教の考えに基づく初等教育計画が出された。しかしながら、啓蒙時代の

思想家たちの教育計画は常に政治的関心に基づいていたため、「公的な生活」に関与すべきではないと考えられていた女性は彼らの関心の外にあり、女子教育は二義的な問題であった。「男子の将来の役割は、公的な生活、つまり、軍や法に関する仕事であり、女子のほうは、家庭と夫婦生活に向けて教育される」という「男女両性間の分業の原則」⁶⁾が優先されたわけだ。コンドルセは啓蒙思想の普及は公教育の使命と考え、女子教育に裁縫を導入せず、教育の男女平等と男女共学を謳ったが、彼ですら、女性の権利への配慮ではなく、一家の母として男性の教育に関わる女性には教育が必要という男性の利益を考慮していた。こうした状況下で、従来教育の担い手であった女子修道院が閉鎖されると、女子は母親の側で「女性の義務と真の敬虔さを学ぶ」べきとの考えが主流となる⁷⁾。例えばタレーランは、女子は8歳まで小学校で基礎教育を受けたのち、学校を去り、家庭で学ばせるべきと主張した。結局、非宗教に基づく義務教育という革命期の共和主義の試みは、財源の問題や家族の反対もあり、早くも1794年には断念される。マイユール曰く「その失敗に、物的要因があったのは明らかである。その他の要因は、人々の心的状態や、しっかりと根をはっていた慣習に求められる。娘たちは家にとどまり、母親のかたわらにいなければならなかった。そして、とりわけ娘たちにとって、宗教教育は必要だったのである」と。それゆえ、これ以降、教会勢力が教育の世界に再び咲き、初等教育の担い手を引き受けることになる⁸⁾。

この間、女子教育の内容に関しては、1793年から、将来の妻や母としての役割を学ぶことが女性の美德を学ぶことにつながるとして、針仕事を学校教育に導入することが国民公会の議論で検討された。ファヨール曰く、この結果、女子は学校で針仕事を習う分、知的教育の時間を減らされ、男子よりもレベルの低い教育を受けることになった。最終的に国民公会が1795年10月25日に可決したデクレでは、「男女別学」を基本とする公立小学校において「女子は読み書き勘定と共和主義の道徳」を習い、「手仕事 (travaux manuels) の訓練を受けること」が明文化された。公的な初等教育を男子と同様に女子にも適用することは守られたものの、公教育委員会のジョゼフ・ラカナルが明言したように、学校の役割は少女に母、そして妻としての義務を果たすのに必要なことを学ばせることにあることが強調された⁹⁾。そこには、社会的・政治的秩序の安定化のため、性別の違いによる社会的役割の分担を前提とした公教育を政策に組み込もうとした総裁政府の意図があった可能性をファヨールは指摘する¹⁰⁾。この時、男女の社会的役割の違いをわかり

やすく示す象徴として導入されたのが「手仕事」であり、ここが、公教育における女子の教科に針仕事が組み込まれる出発点となったといえる。

(2) 19世紀前半——公教育の役割と女子教育

ナポレオン帝政期の教育改革の目的は、国家を支える行政と軍の幹部の育成にあり、初等教育には関心を払わなかった。女子は母親に育てられるのが一番であり、公的に生きる必要がない女子に公教育は必要ないことをナポレオン自身が明言していた。それゆえ、この時期の女子教育も引き続きキリスト教団に委ねられることになる¹¹⁾。このような状況下で初等教育制度の編成に着手したのは七月王政期の公教育相ギゾーである。1833年6月28日のギゾー法では、「すべてのコミューンは単独で、あるいは近隣のひとつもしくは複数のコミューンと合同で、少なくとも初等学校を一つ設置しなければならない」と定められ、公立小学校の設立が義務化されるとともに、貧困家庭の子どもを対象とした部分的な無償化が実施された。また、各県には小学校教員養成のための師範学校の設立が義務化された¹²⁾。

ギゾー法において言及された小学校が男子のみを対象としていることは明記されていなかったが、ギゾーは、初等教育改革を国家の秩序と社会的安定のためと考え、中央集権国家による公教育に重きを置いた。それゆえ、ギゾーにとって、女子小学校の設立を義務化する必要はなく、各コミューンにおける需要と財源に応じて任意とされた。また、1834年4月25日の「コミューンの小学校の教育に関する法令」では、女子小学校に対し男子と同じ教育を適用することが明記されたが、それに加えて、女子には「女性の仕事の訓練がなされる」と定められた。ここから、女子には学校で針仕事を教えることが当然と見なされていたことがわかる¹³⁾。

この間、女子の就学率の上昇により、共学校では男女を分けた教育の実施が困難になっていた。こうした背景に後押しされ、1836年6月23日にプレ・ド・ラ・ロゼール公教育相により、ギゾー法の一部を女子にも適用するオルドナンスが発令され、各コミューンに女子小学校の開設が義務化された。すなわち、この時点で国家が女子小学校設立の義務化に乗り出したのは、女子教育を公的に管理するという関心に基づくものではなく、男女共学という不道徳な環境を改善する目的が強かった。こうして、女子小学校の初等科の教科には「道徳・宗教教育、読み書き、計算の初歩、フランス語の初歩、歌、針仕事、線画の初歩」が指定された。さらに、ひとたび女子校が設立されたコミューンでは、男性教員が女子生徒を担当することも、女性教員が男子生

徒を担当することも認められず、男女別学が厳格化した。他方で、女性教員養成のための師範学校創設は望ましいとされつつも、男性教員養成の師範学校の設立を県に義務付けただけで、女性教員のための師範学校設立は義務化されなかった。これに対し、修道女は修道院長による免状 (lettre d'obédience) によって小学校初等科の女子教育に携わることを認められていた。それゆえ、公立学校にとって世俗の女性教員の確保は困難であり、19 世紀の半ばには、公立学校の男子の教育は 4 分の 3 が非聖職者によって担われていたのに対し、女子は 4 割に満たなかった。こうした状況下で、女子教育における教会勢力の影響の拡大を懸念する反教権主義者の間では、女子に対する公教育の非宗教化を求める声が高まることになる¹⁴⁾。

さらに、1840 年代に入り国内での暴動が頻発すると、暴動に参加する女性の姿が確認されるようになったことと相俟って、女性の政治関与への憂慮から、国家による女性教育の管理の必要性を訴える意見も議会において強まるようになる。すなわち、国家が教育に介入することにより、将来、家庭の教育を担う女子を初等教育の段階から管理することが社会の安定のために重要と認識された¹⁵⁾。こうした中で、1848 年二月革命期の 6 月 30 日にイポリット・カルノ公教育相によって提出された公教育法案は、男女両性に対する教育の義務化と公立学校の無償化を提起したものだ¹⁶⁾。彼は、読み書きや文法の基礎知識を教えるだけが初等教育の役割ではなく、すべての生徒が市民の名に値する人物に育成されるよう公的に見守る必要があると考えた。それゆえ、同法案の第 1 条に列挙された初等教育の内容には「人間と市民の義務と権利の理解、自由・平等・友愛の意識の発展」という共和主義的要素が見られると同時に、男女の教育内容も区別されていない。同法案の公立小学校について規定した第 17 条を見ると、「男子の学校が女子の学校と分けられていないコミュンにおいては、女子に特有の作業は中央委員会によって選任され、解任可能な女性教員の指導の下で行われる」との記載があることから、学校において女子に針仕事を教えることが想定されていないわけではないが、カルノ法案はそれを必修の教科に組み込むことはしなかった¹⁷⁾。

しかしながら、この革新的なカルノ法案は、教育の場から共和主義者を追放しようとする教会勢力の巻き返しに合い、1850 年 3 月 15 日に可決されたファルー法によって退けられることとなる。これにより、教育の無償化と義務化が姿を消し、教育内容に男女の区別が復活する。すなわち、同法案の第 48 条には、「女子校における初等教育は、第 23 条で述べられた教科に加え、針仕事を含む」と明記された。針仕事必修化の復活である。また、第 51 条

には、人口 800 人以上のコミューンに少なくともひとつの女子校を設置することが定められたものの、これらの学校は公立でも私立でもよく、さらに第 49 条において、修道会に属する女性教員に対しては、修道院長による免状 (lettre d'obédience) が教員適性資格証明書 (brevet de capacité) の代わりになることを国家が認めると定められた。このようにファルー法は教会主導の女子教育を許容する内容であったため、同法の施行から 10 年以上経った 1863 年には、公立と私立を合わせ、小学校に通う女子の 65% が修道女に教育を受ける状態となる¹⁸⁾。

このような状況下で、女子教育の改革に乗り出す必要性を認識したのが第二帝政下の 1863 年から 1869 年に公教育相を務めたヴィクトル・デュリュイである。彼は女子教育の公教育化と教育の無償化および義務化を望んだ。彼のもとで 1867 年 4 月 10 日に、1850 年のファルー法の改訂版ともいべき初等教育に関する法律が制定され (通称デュリュイ法)、その第 1 条において「人口 500 人以上のすべてのコミューンは最低一つの女子の公立学校を有すること」が義務付けられた。また、男性教員が運営する男女共学校においては「市長の提案に基づき、知事に任命された女性に針仕事の指導を任せる」ことが定められた¹⁹⁾。共学校に針仕事専門の女性教員を配置するのは、男性教員だけの学校に女子を通わせたくない家庭の要望に対する配慮であった。針仕事の教員には男性教員の妻や妹や娘などが想定され、当該女性が単に裁縫を教えるだけでなく、他の授業中に家族の衣類の手入れをしたり、服を作ったりする姿を見せることにより、女子生徒の家事仕事への関心を高める効果が期待された。1833 年法と 1850 年法は、財政的に余裕のある都市の公立学校の無償化しか実現できず、多くの家庭が子どもを学校に通わせることを諦めていた。デュリュイはこうした現状を踏まえ、男女を問わず、農村部の貧しい家庭の子どもたちにも教育の機会を提供しようと腐心した。財政上の理由から完全無償化は断念されたものの、デュリュイ法は、無償化を希望するコミューンに対して、県または国からの助成金の提供に道を開いたのである²⁰⁾。他方で、デュリュイは地歴を必修科目に加えることで従来の「聖史」教育からの脱却を試み、公教育の非宗教化に端緒を開いた。しかしながら、「道徳・宗教教育」は依然として必修科目であり、この時期、まだ教育から宗教色を排除するのは困難であった²¹⁾。

このようにして針仕事は女子教育に導入されたものの、学校によって編み物だけを教えたり、クロシェや刺繍を教えたり、その教育内容は様々であった。それを体系化したのが 1860 年代に初等教育視学官を務めたヴィオー

(A.J. Viaud) である。彼は、針仕事を「必要不可欠な仕事（裁縫と編み物）」、「有用で楽しい仕事（刺繍、タピスリー、レース編み）」、「単なる趣味」の3つに分け、この中で、家事の切り回しに欠かせない「必要不可欠な仕事」のみを学校教育の対象とすることで教授法を整え上げた。ルボームが指摘するように、かくしてヴィオーによって針仕事という家庭内の仕事に「学校教育の形」が与えられた²²⁾。

(3) ジュール・フェリー法と針仕事の義務教育化

1870年4月にジュール・フェリーは、初等教育協会において行った「教育の平等」と題する講演の中で、教育の平等において、社会階層間の平等が重要であるとともに、男女間での教育の平等が重要であることを主張した。フェリー曰く、フランスにおいて前者の実現の妨げとなっているのは財源の問題であるが、後者については、風習が障害になっており、とりわけ「男性の高慢さ、男性の優越感」といった意識に問題があると。さらに、男性の知的優越感を助長する女性自身の従属的な態度もその障害であることを指摘するフェリーは、スチュワート・ミルの著作やアメリカに派遣された視学官の報告を引き合いに出し、能力には男女差がなく、「教育の平等は2つの階級の権利であるとともに、2つの性にとっての権利である」と結論付ける²³⁾。

フェリーが講演を行ったこの時期、教育の義務化と無償化はまだ実現してはいなかったものの、第二帝政期までに初等教育改革の土壌が大幅に整えられた結果、就学率は上昇し、初等教育を受ける男女の人数差はほぼ解消されていた。残る男女間の不平等は女子教育の公教育化の遅れであった。女子に対する教会の影響力は依然として強かったため、女子の就学率の上昇に伴い、むしろ修道女から教育を受ける女子の割合は増えていた²⁴⁾。

フェリーは、上記の講演で、デュリュイ教育相の時代にカトリックの司祭たちが女子教育の非宗教化に反発したことを取り上げ、次のように述べる。「司教たちはよく知っているのです。女性を掌握する者はすべてを掌握するということ。なぜなら、その者はまず子どもを掌握し、次に夫を掌握するからです」。そして、「こうした理由でカトリック教会は女性を手中に収めたいのであり、同じ理由で民主主義はカトリック教会から女性を取り上げなければならないのです。民主主義は、崩壊を避けるためには決断しなくてはならないのです。市民の皆さん、女性は学識に属するべきか、さもなければ教会に属さねばなりません」と²⁵⁾。

かくして、第三共和政政成立後、1881年から1882年の一連のジュール・

フェリー法によって初等教育の無償化・義務化・非宗教化が実現することになる。その前段階として、1879年8月9日法では、年来の懸案である教員不足の問題に対処するために女子師範学校が各県に設置されることが義務化された²⁶⁾。共和国の市民育成という公教育に対する連帯意識を強化することがまずは最優先課題だと考えられたからである²⁷⁾。さらに、県の師範学校の教員を養成するために、1880年にはフォントネーに女子のための高等師範学校が創設された²⁸⁾。

1881年6月16日法では、修道院長による教員免状の恩恵が撤廃され、すべての教員は初等教育教員適性資格証明書 (brevet de capacité pour l'enseignement primaire) を備えなくてはならないことが定められた²⁹⁾。また、同日に公立小学校の無償化を定める法も可決された³⁰⁾。さらに、1882年3月28日法により、6歳から13歳の男女に対する初等教育の義務化と非宗教化が定められる³¹⁾。そして、一連のフェリー法を補強する形で、1886年10月30日法 (通称ゴブレ法) により、公立小学校の教員の非宗教化が徹底され、修道会の男性教員は5年で世俗の教員と交代し、女性教員については欠員が生じた際に世俗の教員によって補充されることとなった³²⁾。

このように、第三共和政期には女子を教会の影響力から引き離すことを主眼としながら初等教育の制度改革が進められたが、男女の教育内容が同じだったわけではなく、とりわけ技術教育の分野において性差が見られた。上記の1882年3月28日法では、第1条に初等教育の教科を次のように定めている。

「－道徳と市民教育

- －読み書き
- －言語とフランス文学の初歩
- －地理、特にフランスの地理
- －歴史、特に現代までのフランスの歴史
- －法律と政治経済学に関する日常的ないくつかの基礎知識
- －自然科学・物理学・数学の初歩、およびその農業、衛生、産業美術・手仕事・主な職業における道具の使い方への応用
- －デッサン・塑像・音楽の初歩
- －体操
- －男子には軍事教練
- －女子には針仕事 (travaux à l'aiguille)」³³⁾

第三共和政期の教育改革は教育の平等を原則とし、男女間の公平性の促進に配慮していたものの、上記の第1条で、男児には軍事教練、女子には針仕事必修と定められていた点は男女間のプログラムの一番の違いであったことがわかる。すなわち、女性の社会的役割の違いを象徴する針仕事は、フェリー法によって女子の必修科目として義務教育の中にしっかりと固定化されたのである。結局、ロジェとテボーが指摘するように、第三共和政期の教育改革にも性別のヒエラルキーを覆す意図はほとんどなく、「若い女性は学校の長椅子や母の膝の上や神父の話聞きながら、理想的な主婦、教育する母、賢明な妻として自分たちの居場所は家庭にあることを学ぶ」ことになった³⁴⁾。

2. 第三共和政期の初等教育と針仕事

(1) 針仕事 (les travaux à l'aiguille) の定義

針を使う女性の姿は19世紀の絵画に頻繁に登場する。ここでは、メアリー・カサットの「刺繍をするメアリー・エリソン」(図2)、「マルリーの庭でクロッシェをするリディア」(図3)、「タペストリー・フレームに向かうリディア」(図4)、ジュール・ブルトンの「若いお針子」(図5)、ジャン＝フランソワ・ミレーの「編み物の練習」(図6)、フランソワ・ギゲの「女性労働者」(図7)を例に取り上げ、そこに描かれた女性たちの作業を確認してみたい。

彼女たちは皆、針仕事をしている。図2、図4、図5、図7の女性は「縫い針」を使い、図3の女性は「かぎ針」でクロッシェレースを編み、図6の少女は「棒針」で編み物をしている。日本語で針仕事という場合、基本的に「縫い針」を使った裁縫を指すが、フランス語の *travaux à l'aiguille* はより広義に解釈される。縫い物もレースも編み物も、使用する針の種類は違うものの、すべて「針」を使った仕事として同じカテゴリーに入る。

前節第2項で確認したように、初等教育視学官ヴィオーは手仕事を「必要不可欠な仕事」、「有用で楽しい仕事」、「単なる趣味」の3つに分類したが、初等教育に導入されるかどうかの分かれ目に着目するなら、針仕事は大きく2つに分類できる。すなわち、「実用性のあるもの」と「実用性に乏しいもの」である。カサットの絵の女性たちが行う、色とりどりの糸を使用した刺繍(図2)、レース編み(図3)、タピスリー(図4)には装飾的価値がある。装飾性の高いものを作る作業は生活に不可欠ではないので、「通常の針仕事とは区別される、中産階級の女性のもっとも好む暇つぶし」³⁵⁾と見なされ実用



図 2



図 3



図 4



図 5



図 6



図 7

- 図 2 Mary Cassatt, *Mary Ellison Embroidering* (1877), Philadelphia Museum of Art, <https://www.philamuseum.org/collection/object/82098>.
- 図 3 Mary Cassatt, *Lydia Crocheting in the Garden at Marly* (1880), Metropolitan Museum of Art, https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Lydia_Crocheting_in_the_Garden_at_Marly_MET_FIG34R1_31J.jpg.
- 図 4 *Lydia At The Tapestry Loom* (c.1881), Flint Institute of Arts, https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Cassatt_Mary_Lydia_at_the_Tapestry_Loom_c._1881.jpg.
- 図 5 Jules Breton, *La petite couturière* (1858), https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Jules_Breton,_1868_-_La_petite_couturi%C3%A8re.jpg
- 図 6 Jean-François Millet, *Knitting Lesson* (c.1860), Museum of Fine Arts, <https://collections.mfa.org/objects/31620>.
- 図 7 François Guignet, *Les Ouvrières* (1892), Musée des Beaux-Arts de Lyon, [https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Fran%C3%A7ois_Guignet_-_Les_Ouvri%C3%A8res_huile_sur_toile_\(1892\).jpg](https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Fran%C3%A7ois_Guignet_-_Les_Ouvri%C3%A8res_huile_sur_toile_(1892).jpg).

性に乏しい。これに対し、ブルトンの描く女性の横に置かれたかごの中には雑多な布類が積み上げられている（図5）。その量と「若いお針子」という絵のタイトルから、労働として他人から請け負った仕事だと推測されるが、作業内容は「繕い物」であろう。また、ミレーの描いた少女はタイトの編み方を教わっており（図6）、ギゲの描く2人の女性労働者は服を縫っていると思われる（図7）。彼女たちが行う「繕い物」、「編み物」、「裁縫」には実用性があると見なされる。

家庭内で女性に課される針仕事は、母という役割に付属する義務であるがゆえに、美的価値は必ずしも必要ではない。したがって、初等教育ですべての女子生徒が学習する針仕事は、一家の母に求められる「非常に役立つ才」³⁶⁾を身に付けるのに最低限必要な基本的なもので十分であった。ただし、初等教育での針仕事は、女性が家庭内で母としての役割を果たすためだけに役立つものではなく、初等教育修了後のキャリア形成にも役立つものである。実際、ブルトンやギゲの描く女性たちは針仕事を生計の足しにしている。また、美的価値を持つ針仕事がすべて「暇つぶし」と見なされるわけでもない。初等教育を終えた女子が「刺繍」などの高度な技術を身に付け、仕事として行う場合、それは実用的・職業的価値を認められることになる。

他方で、お金を払って他人に針仕事を容易に依頼できるブルジョワ階級の女子にとって、針仕事は音楽や絵画を含めた芸事に属する嗜みの一つではあったものの、針仕事という「女性の能力」を身に付けることは、女子に結婚市場における価値を与えるものと見なされていた。それゆえ、針仕事は階級を問わずすべての女子に必要な能力であった³⁷⁾。

このように、女子初等教育において「読み書きと同じくらい不可欠」³⁸⁾と見なされていた針仕事の具体的な内容はいかなるものだったのか。1882年の教育プログラムでは女子の手仕事の具体的な学習内容は以下の通りに定められていた³⁹⁾。

〈初等課程（7歳から9歳）〉

- －編み物と編み目の練習：表目、裏目、ゴム編み、増やし目、減らし目。
- －カンバスに目印のステッチ（point de marque）。
- －裁縫の初歩：まつり縫いとかがり縫い。
- －手先の器用さを発達させるための手を使った練習、色紙の切り抜きと貼り付け。－簡単な塑像制作。

〈中等課程（9歳から11歳）〉

- －編み物と編み目の繕い。
- －カンバスに目印。
- －裁縫の初歩：なみ縫い、まつり縫い、返し縫い、かがり縫い。－平縫い、へム、折り伏せ縫い、縁かがり、折り目がかり。
- －簡単な裁縫の作品制作（手ふき、ナプキン、ハンカチ、エプロン、肌着、継ぎ当て）。

〈高等課程（11歳から13歳）〉

- －ペチコート、ベスト、手袋の編み物。
- －平織布に目印（marque sur la toile）。
- －ぐし縫い、ギャザー、ボタンホール、衣服の繕い（raccommodage）、布地の修繕（reprises）。
- －裁断と最も簡単な衣服の制作の基礎知識。
- －非常に簡単な家政経済の基礎知識と料理への応用、洗濯、布類の手入れ、身支度、家・庭・家畜小屋の管理への応用。－学校と家庭での実習。

また、1902年に出版され、重版が繰り返された初等教育中等課程用の教科書『家庭科教本——科学と道徳（*Cours d'enseignement ménager : science et morale*）』では⁴⁰、「第3部 手仕事」を「目印（marque）・縫い方・繕い（raccommodage）・制作」の4課の学習項目に分けている。こうした針仕事の技能を身に付けることは、家庭内における女性の役割とどのように結びついていたのだろうか。

（2）初等教育プログラムで扱う針仕事の役割

① 「目印（marque）」の学習

前項で確認したように、「目印」という言葉は、1882年の学習プログラムにおいて初等教育の全課程の学習内容に指定されている。『家庭科教本——科学と道徳』でも、手仕事の最初に登場するのが「目印」である。「目印」とは、赤い綿糸で家庭用の布製品（布類）に主にクロスステッチ（point de croix）で刺繍されたイニシャルなどの印のことである⁴¹。クロスステッチ自体は、糸を斜めの十字に刺す単純な刺繍技法であるため、様々な国において庶民の生活を彩るために使用されてきた。フランスにおけるクロスステッチの普及は他の欧米諸国と比べると遅く、19世紀半ばごろから本格化する。

現代では「クロスステッチ刺繍 (broderie au point de croix)」という表現が使われるが、19 世紀から 1950 年代までは、「broder (刺繍をする)・la broderie (刺繍)」と「marquer (目印を付ける)・le marquage (目印付け)」では、意味合いが異なっていた。「刺繍」は装飾を目的とした繊細な作業であり、前項で取り上げたカサット絵のメアリー・エリソン (図 2) が行っているのがまさに「刺繍」と呼ばれる手芸である。クロスステッチはもちろん「刺繍」にも用いられるが、刺繍におけるクロスステッチは数多ある刺し方の一つにすぎない。そして、趣味に時間を費やす余裕があるブルジョワ家庭の女子や刺繍職人でもない限り、多くの女子の生活は「刺繍をする」という作業とはほとんど無縁であった。

これに対して「目印を付ける」とは、クロスステッチという刺し方を用いて、主に赤い綿糸⁴²⁾で布巾やシャツや肌着などの布類にイニシャルや数字などで文字通り目印を付けることを意味する⁴³⁾。フランスにおいてクロスステッチが 1880 年代から 1914 年にかけて流行したのは、その習得が義務教育の初等教育プログラムに組み込まれ、女子の就学率が高まったことと関係する⁴⁴⁾。上述の『家庭科教本——科学と道徳』には、様々な布製品 (布巾、ナプキン、テーブルクロス、シャツ、枕カバー、肌着、ズボン、ペチコートなど) に目印を付ける際の位置が具体的に説明されている。例えば、「布巾——紐の下の角。紐が縁の中央にある場合は、紐の下」といった具合に、目印はできるだけ目立たないように付けねばならなかった⁴⁵⁾。したがって、当時の目印の赤いクロスステッチには、現代的なクロスステッチ刺繍のような装飾的役割は一切無い。洗濯ものを川や共同洗濯場で洗濯したり、洗濯屋に出したりする際に、自分の洗濯物が行方不明にならないための機能的な役割があった⁴⁶⁾。つまり、所有者を明確にするための目印なのである。加えて、家庭内で布類をたん筥の中に整理するための目印としても機能した。

このような家庭科教育における「目印」の学習の役割は、単なる針仕事の技術習得にとどまるものではない。それはアルファベットの読み書きや算数の学習を補完する重要な役割をも担っていた。ゆえに、「目印」の学習は低学年からプログラムに組み込まれていた。女子は学校でアルファベットと 0 から 9 までの数字を、低学年時には目の粗いカンパスに刺して練習をし (図 8)⁴⁷⁾、「abécédaire (アルファベット練習帳) や marquoir (サンプラー)」と呼ばれる手芸作品に仕上げた⁴⁸⁾。さらに、高学年になると、実際に家庭で使用される平織の布に目印を付ける練習をした。図 9 は、コレーズ県ユセル (Ussel) の初等教育高等課程に通う 13 歳の女子の作品集に収められた目印



図8 カンバスに刺した目印のサンプラー（筆者私物）

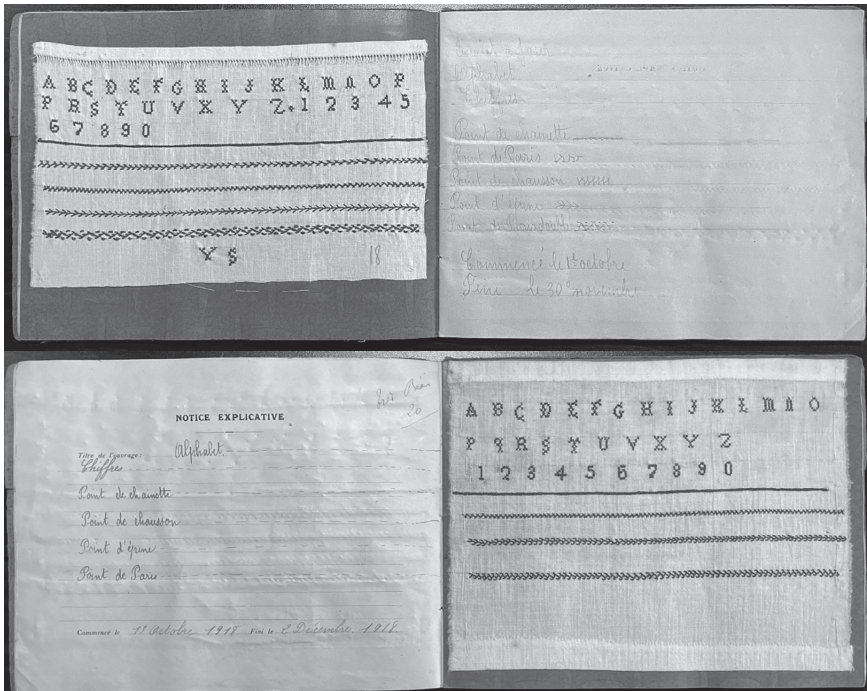


図9

Album de travaux manuels d'Yvonne Sepchat (13 ans), année scolaire 1918-1919, Académie de Clermont, Département de la Corrèze, école de filles, dirigée par madame Fournier, cours supérieur, commune d'Ussel. (筆者私物)

の課題だが、彼女が 1918 年の 10 月から約 2 か月の間に、非常に目の細かい平織の布の上に同じモチーフを繰り返し練習した様子が見て取れる。かくして、女子は、学校教育を通じて「家族の存在と財産の所有の印」⁴⁹⁾の象徴的な仕事といえる目印付けという主婦の重要な仕事を身に付けたのである。

アルファベットは布類にイニシャルを刺すために必要だったが、数字は、上下のシーツをセットにして通し番号を付ける場合などに使われた。また、クロスステッチを刺すためには、布目やステッチの数を数えなければならない。したがって、アルファベットと数字の習得という初等教育の最も初歩的な学習内容は、女子の場合は「インクとペンによってではなく、この裁縫の技術を通して、糸と針によって」なされたのである⁵⁰⁾。

このように、印付けのステッチ練習を低学年から行ったのは、女子には「嫁入りの際の仕度一式や身の回りの品 (trousseau)」に目印を付ける習慣があったからだ。すなわち女子は小学校卒業後、婚約を待つまでの間、身の回りの品に少しずつ目印を付けて準備をした⁵¹⁾。一般的に、19 世紀末に田舎で必要最低限と見なされる布製品は、農民の家庭でシーツ 6~8 組、布巾 10~12 枚であった。立派な嫁入り道具になるとシーツ 18~45 組、布巾 3~6 ダース、ナプキン 30~72 枚、テーブルクロスが最低でも 1 枚、女性用の肌着 48 着であった。布地を購入しなければならない都市に住む労働者はこれよりも少なく、儉しい家庭になるとシーツ 6 組、ナプキンか布巾が 6 枚、肌着 6 着、テーブルクロスが 1 枚あるかどうかという状態であったが、平均的な労働者家庭ではその倍であった。こうした白地の布製品の所有数は第 1 次大戦前までさらに増えていったのである⁵²⁾。

ブルジョワ家庭では質の良いテーブルクロスやシーツなどには白い刺繍で装飾的なイニシャル刺繍を施したりもしたが、庶民の家では赤いクロスステッチが一般的であった。また、布巾のような日常使いの厚手の布製品については、社会階層を問わず赤いクロスステッチで印が付けられることが多かった⁵³⁾。このような赤いクロスステッチによる印付けは、市販品の機械織りネームタグ (図 10) が普及する 1950 年代まで続くことになる⁵⁴⁾。

ところで、フランス語の「マルコワール (marquoir)」という単語の定義は曖昧である。英語のサンプラー (sampler) に当たる言葉であり、主にクロスステッチで刺繍された練習用の図案見本となる作品を指す。リトレの『フランス語辞典』において、マルコワールは「布製品の目印の学習における指導用の手本」と定義されている⁵⁵⁾。フェリー法期以前にも、主にアルファベットがマルコワールのモチーフになってはいたが、現存する豪華なマ



図 10 機械織りのネームタグ (筆者私物)

ルコワールの多くは、絹糸や羊毛糸を使用できる裕福な生徒の通う教会系の学校において制作されたものであり、アルファベットと一緒に宗教的なシンボルや様々な模様も色とりどりに刺繍されていた⁵⁶⁾。しかしながら、フェリー法制定以降は、フランスのマルコワールから宗教色が排除されるとともに、社会階層を問わずすべての女子が習得する赤い綿糸で刺したアルファベットと数字の図案が主流となる。また、義務教育で使用するマルコワールが赤い糸のみを使用したのは、1860年代末にドイツとイギリスでアリザリン人工染料が誕生し、セイヨウアカネの天然染料よりも安価な赤色染料が普及したことにも関係していた⁵⁷⁾。

② 節約のための繕い (raccommodage) と服の制作

『家庭科教本——科学と道徳』には次のように書かれている。「学校ではよいことや役立つことをたくさん学びます。母語を正しく話したり書いたりすることを学び、自国の歴史や地理の知識を習得し、とりわけ道徳が求める義務を知り、それを大切に思うことを学びます。けれども、子どもたちに教えられるあらゆる知識や、子どもたちに人の道が示されるあらゆる義務の中で、とりわけ若い女子にとって、家庭科教育が与える知識や、家庭科教育が適切に果たす方法を教える義務以上に役立つものはないでしょう。』⁵⁸⁾

すなわち、フェリー法により男女に教育が義務化されたとはいえ、女子にとっての学校教育は、まずは家庭で「母の補助」をし、母が不在の時は「母の代理」を務め、将来「良き主婦」になる準備を女子にさせることが優先課題であった。また、「良き主婦」になるためには、「用心、清潔、秩序、儉約」という美德を身に付ける必要があった。主婦にとって、早起きをし、一日の時間配分を秩序立てて考えることは重要であった。「午前中をうまく使えば、

午後の一部を裁縫に使える。なぜなら、通常の家事に加え、一家の主婦は針を上手に扱い、自分と子どもの洋服の大部分を作り、夫の洋服と家の中のあらゆる布製品をよい状態に保たねばならない⁵⁹⁾。さらに、主婦は家族の健康にも気を配る必要がある。そのために必要な知識である「家政経済 (économie domestique)」と「衛生 (hygiène)」を教えることも家庭科教育の役割であった。家政経済は、衛生の規則に従い、家を管理・維持し、持てる資源を賢明かつ経済的に用いて家族の幸福感を最大限手に入れるための手段であると考えられた⁶⁰⁾。

家政経済における「儉約」の考えは、針仕事においては適切なタイミングで家の中の布製品を繕うことと結びついていた。「簡単な繕いで直した小さな穴は、主婦が修繕を延期すると手の施しようがない損害になる」⁶¹⁾。このことは初等教育の初年度から女子に教え込まれた。庶民の家庭では、結婚後にはシャツなどの布類を新調する金銭的余裕がないため、所帯を持った当初に購入したものをこまめに修繕し、長持ちさせることの重要性が女子たちに繰り返し叩き込まれたのである⁶²⁾。さらに、女性が「自分自身の服を仕立てられるほど十分な技量があれば、いかなる状況の運命にあっても軽視できない節約を実現することが可能だ」ということも力説された。購入した既製品は縫製が悪く、仕立てを頼むと高い手間賃を取られるため、女子は、将来、家族が日常的に着る服を自分で作れることが理想であった。「自分の技量によって家族が暖かくきちんとした格好をしているのを見て誇りに感じる事ができ」、両親・兄弟・姉妹に感謝され、また、「繕い物を賢明かつ早くにすれば、布類や衣類の寿命は著しく延び」、「繕い物は、清潔さ、節約、そしてより多くの幸福感という大きな利益をもたらす」と⁶³⁾。すなわち、『家庭科教本——科学と道徳』が手仕事として取り上げる4つの学習項目のうち、前項で確認した「目印」の学習が結婚前の準備に必要な技術であるのに対して、「縫い方・繕い・制作」の3つは家計を助ける「節約」の重要な要素であり、とりわけ結婚後の幸せな家庭を築くために必要な技術であると見なされていたことがわかる。

前項で紹介したユセルの小学校の女生徒の作品集には、図11のように継ぎ当てや繕い、かがり縫い、ボタンホールの練習などが繰り返さされている。また、枕カバーや服作りの学習段階になると、ドロンワークや飾りステッチといった装飾の練習もされている。作品集の後半には新生児用の帽子の課題が提出されていることから、女子が将来の家族のために、学校での授業を通じて、日々、針仕事の訓練に勤しんでいたことがわかる。

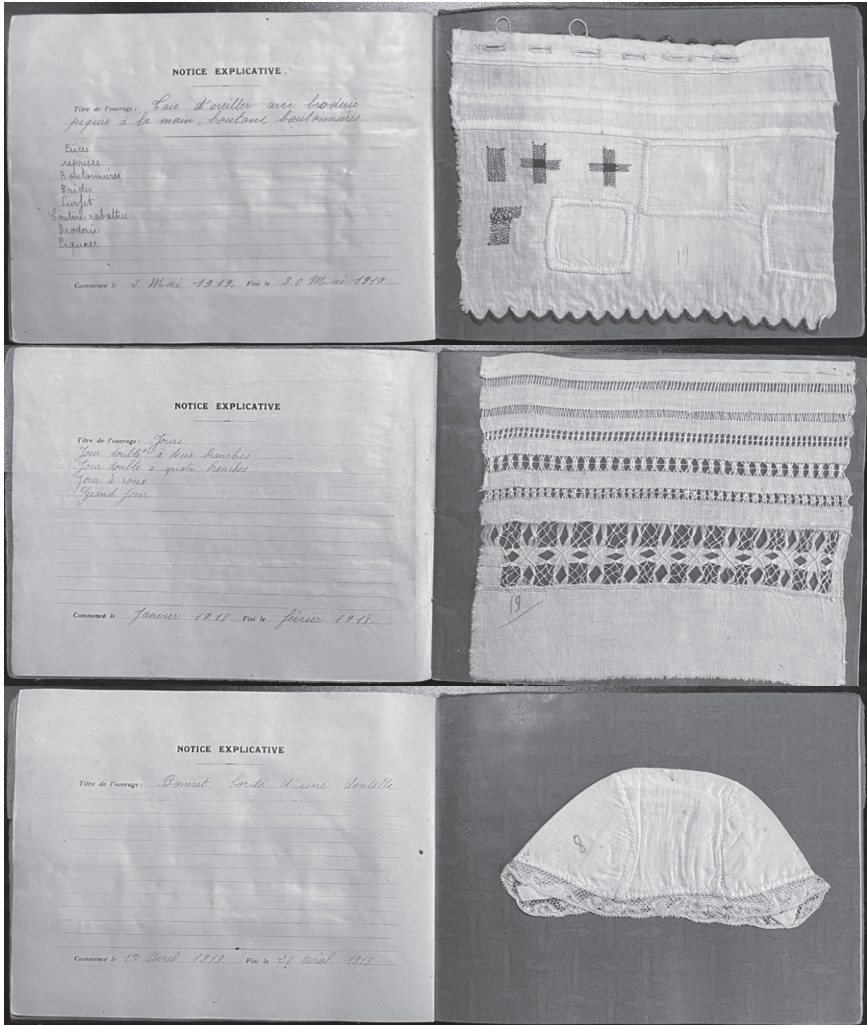


図 11

Album de travaux manuels d'Yvonne Sepchat. (筆者私物)

このような針仕事の重要性は、家庭科の教科書においてのみ強調されていたわけではない。フェリー法に準拠した学校用教科書の多くは、教科ごとに専門の内容を扱うものではなく、総合学習型の多目的教科書の性格を帯びていた。それゆえ、ルボームも指摘するように、家庭科教育の輪郭は曖昧で、

多くの内容が複雑に交差している⁶⁴⁾。したがって、家庭科教育は家庭科教科書のみで完結するものではなく、道徳や読本などと相互補完的な関係にあり、他の教科書の中にも家庭科の範疇で扱う内容が登場する。

例えば、19 世紀末に出版された『君は労働者になるだろう (Tu seras ouvrière)』は小学校の女子教育用の読本だが、同時に実物教育、衛生学、針仕事、家政経済の授業に使用される複合的な内容の教科書でもある⁶⁵⁾。同教科書は、母を数年前に亡くし、父、兄、祖母と暮らす農村出身の主人公の少女ジャンヌがパリの婦人用服飾店の経営者となる成功物語である。同教科書が物語仕立てでありながら、針仕事などを含めた総合学習教材であることを確認するために、第 1 章のジャンヌと祖母の会話の場面を取り上げてみよう。

「ほら、ジャンヌが見えますよね。今、1 階の窓の近くで縫い物をしている魅力的で生き生きとした顔つきの、みずみずしい頬と栗色の髪の少女です (fig. 2)。祖母と話をしながら、実に彼女は熱心に作業をして



FIG. 2. — Jeanne cousant près d'une fenêtre du rez-de-chaussée.

Fig. 2 1 階の窓の近くで縫い物をするジャンヌ

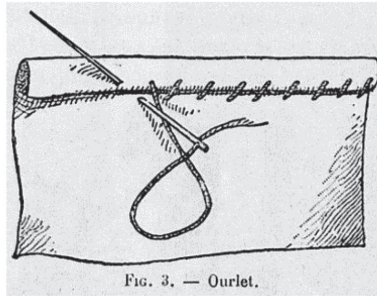


Fig. 3 まつり縫い

いますね！ 彼女の言葉を聞いてみましょう。

—おばあちゃん、袖が完成したら何をすればいいの？

老婦人は手に持った鍋をかまどに置き、眼鏡をかけて少女の仕事を注意深く見る。

—本当に素敵で上手に縫えているね。おまえが一度もアトリエで働いたことがないとはとても信じられないよ。これは私と同じぐらいきちんとしたかがり縫いだね。私と言っても、目がよかった頃のかつての私だけだね。おやおや、だけどまつり縫い (fig. 3) がしっかりと止められていないね。ほら。ピリッ！ 少し表を引っ張っただけですべてほどけてしまうだろう。すぐに針でこれをきちんと直しなさい。』⁶⁶⁾

このように、物語の冒頭が縫い物をする場面ではじまることは、家庭内で縫い物をする女性の姿が、当時いかに日常的な光景であったかを示していると言えよう。なぜ、女性はかくも頻繁に針仕事をしていたのだろうか。『家庭科教本——科学と道徳』の中に次のような一節がある。「決して何もせずにいることがないような習慣を付けなさい。そうすればごく自然に易々と活動的な若い娘になれるでしょう。縫い物にうんざりしたら、かぎ編みか編み物をしなさい。骨の折れる仕事や大掃除に専心したら、本を手に取りなさい。一つの仕事はもう一つの仕事の疲れを癒します。しかし、決して何もせずにいてはいけません。良い主婦は無為に過ごすことはできないのです」⁶⁷⁾。

すなわち、女子には暇な時間は与えられず、常に手を動かすように教育を受けていた。したがって、ミレーが描いた「羊飼いの娘」は、決して息抜きの時間に編み物を楽しんでいたわけではない (図 12)。男子には野原を駆け回る自由が与えられていたのに対し、女子は手を休めることを許されず、牛



図 12

Jean-François Millet, Shepherdess Seated on a Rock (1856),
<https://www.metmuseum.org/art/collection/search/437098>.

より動きの激しい羊の世話をするときでさえ、岩に腰かけられるほんのわずかな時間を見つけて編み物をするように躰けられていたのである⁶⁸⁾。

編み物は初等教育の低学年から学習プログラムに組み込まれており、まずは毛糸のストッキングの編み目の織い方を覚えた後、高等課程になってからはベチコート、カーディガン、手袋など、実用的な作品の制作を習うことになっていた。編み物は他の針仕事に比べて中断や再開が容易で、隙間時間を利用するのに最適だという利点がある。それゆえ「学校で習った編み物は、少女に無駄にしてはいけない暇な時間の節約を教え込んだ」⁶⁹⁾。

このように、女性には休む間もなく仕事をするのが幼少期から教え込まれてきたのは、勤労の美徳を叩き込むためだけでない。手がふさがっていれば、軽い読み物によって余計な想像力を働かせる心配もなく、悪いことに熱中するのも回避されると考えられたからである⁷⁰⁾。1887年の教育プログラ

ムにおいては、家政経済の授業を定期的に行う必要はないが、女子に「秩序への愛を植え付け、家政婦の堅実な資格を身に付けさせ、軽薄で危険な好みに対して注意を促す」べきとの目的が掲げられている⁷¹⁾。すなわち、女性は、家庭内のこと以外に関心を持たないよう、学校教育によって管理されていた。

他方で、美德を身に付けた女性のイメージは、女子教育用の教科書の中だけに登場するわけではない。ルボームによれば、男子用の教科書においても、男子が活発で自由な存在として描かれるのとは対照的に、女性は献身的で従順で辛抱強く、愛情深く、家族や祖国のために自分を犠牲にする存在として描写されていた⁷²⁾。当時のフランス社会全体が理想と考える女性像は、男女双方に対して初等教育段階から刷り込まれていたのである。

(3) 針仕事の必修化の意義

このようにフェリー法によって義務教育に組み込まれた針仕事は、従来は家庭内で母や祖母から女子へと伝授されてきたものである。それゆえ、実践教育は家庭で行うのが理想であるとの認識は依然として存在していた。それにもかかわらず、針仕事の初歩が女子の初等教育に導入されたのは、実践教育を十分に行えない家庭があることが認識されていたためである。教員用の家政経済のテキストでは、忙しくて時間がない母親や、教えるのが下手な母親がいることも指摘された。また、教育の義務化により、女子が学校に通うため、早朝から各家庭のリズムに合わせて母が子に手ほどきをすることができないことも家庭教育の不備の原因とされた。すなわち、教育の義務化との引き換えに、従来は家庭内で母から子に教えられた針仕事を、家政経済として教員の手へ委ねる必要があった。なぜなら、「卒業時に、家族が学校に対して、子どもが家にとどまった場合よりも行動能力が劣り、生活における義務を果たす準備ができていない状態で子どもを家庭に返したと非難できるようであってはならない」と考えられたからである⁷³⁾。

ヴェルディエが調査対象としたコートドール県ミノ村では、19世紀半ばまでの学校は、農作業に子どもの手を必要とする住民たちの日常に合わせ、復活祭と万聖節の間は学校を閉めていた。農村地帯の学校においては、親たちが学校教育に期待するのは読み・書き・勘定だけであったため、こうしたリズムは初等教育が義務化されたのちも変わらず、教員が夏場に学校を開けても農作業に使えない子どもたち以外は欠席するか、早朝からの農作業の疲れで学校に来て子どもたちは席について寝ている状態であった⁷⁴⁾。フラン

スの農業人口が世紀転換期においても全人口の6割以上を占めていたことを考慮すれば、国内のかなりの部分で多かれ少なかれ似たような状況であったと考えられる。それゆえ、学校は、重要な労働力たる女子を家庭から一定時間引き離す以上、生活に密着した実践科目を授業に取り入れ、家庭が担っていた教育を肩代わりする必要がある。

他方で、当時の母親の多くが、娘に針仕事を教える時間的余裕がなかったのも事実であろう。19世紀末に出版された初等教育用の道徳教科書『授業のはじめに(女子用)——200の日常的な道徳的読み物 (*Pour le commencement de la classe (filles), 200 lectures morales quotidiennes*)』には次のような一節がある。「学校で教わることはすべて重要で、すべて必要なことです。学校を卒業したら、手芸の課題には二度と出会えないでしょう。あなたのお母さんには先生と同じように教える時間はありません。そして、あなたの手先の器用さのおかげで、若いうちから家族の役に立つことができるのだということも考えてごらんください。あなたの針は、いつも仕事に追われているお母さんを助けるかけがえのないものです。あなたがお母さんの負担となる繕い物を代わりにしてあげれば、同時に、繕い物を労働者に頼んだ場合に支払わなければならない分のお金も節約することができますでしょう。手芸に親しみなさい。手芸のおかげで困りごとともなくなるでしょう⁷⁵⁾。」

工業化の進展に伴い、19世紀半ば以降、家の外に出て産業労働者として働く女性も増加していた。また、家内労働の形で製造業者などの下請けをする女性も多かった⁷⁶⁾。このことを考慮すれば、19世紀後半には、庶民の家庭の母親には家庭内で子どもに十分な実践教育を施す時間はなかったことも容易に想像できる。このような状況下で、結婚適齢期までに家庭内の仕事を担う上での有用な技能である針仕事を女子に身に付けさせることは、義務教育の使命であったと言えよう。

さらに、女子が初等教育の段階から休む間もなく家の中で働くことを教え込まれたことは、共和国の男子市民を育てる母の育成という公教育の意図を越えて、19世紀末フランスの産業構造にも影響を与えた。すなわち、19世紀後半以降、労働力不足に悩むフランス経済にとって、女性は貴重な労働力供給源であった。アロンは次のように述べている。「かれら(雇用主)のねらいは女と男を競争させること、不平ばかりをいい、権利を主張して規律に服さない熟練労働者と、どんなに安い賃金でも受け入れる女子労働者とを置きかえることであった。彼女たちはそれほど必要に迫られていたから、どんな雇用条件をも受け入れたのである。また女が幼時から家庭で従順であるよ

うにしつけられていることも雇用主には都合がよかった。たしかに彼女たちが技能を身につけていない分だけマイナス面もあったが、それは機械によって補うこともできるようになった。つまり、女たちが工場で働き、近代的な産業労働者となる道と機械化とは不可分であったといえるのである⁷⁷⁾。このように、経営者にとっての女性労働力の利点は、職業資格に基づく技術を身につけていないため、低賃金で搾取できるということだけではない。女子が低学年時から学校で、秩序を守り、順序だてて一日の仕事をこなすよう躰けられ、休む間もなく手を動かすように学校教育によって訓練されていたことは、時間によって管理される工場労働者として雇用する上で好都合であった。すなわち、第三共和政期の学校教育は、フランス産業を支える低賃金で従順な労働力の育成にも貢献していたのである。

おわりに

従来は家庭内で母から子へと教えられてきた針仕事が初等教育の教科に指定されたのは、それが社会と家における男女の役割分担の違いを明示的に示す象徴であったからである。また、女性の家庭内における労働力は貴重であったため、女子を学校に通わせる時間を惜しむ家庭も存在した。それゆえ、男子を育てる重要な役割を担う「将来の母親」に教育を施す必要を認識していた為政者にとっては、針仕事の教育を学校に肩代わりさせることも必要な施策であった。

かくして女子初等教育の必修教科として義務教育に組み込まれた針仕事は、アルファベットや数字といった初歩的な学習に利用された。また、節約の重要性を説く家政経済の実践科目としての役割を果たすと同時に、母親の役割を教え込む道徳の重要な要素としても機能した。第三共和政期の学校教育は、女子に「家庭への情熱」⁷⁸⁾を抱かせるという使命を負っていたのである。それゆえ針仕事をする女性のイメージは、家庭科の授業にとどまらず、道徳や国語教育の場においても利用されることで、女子は将来の妻として母としての役割を刷り込まれていった。こうして、公立小学校は、幼少期より女性に秩序と勤勉さを身に付けさせることで、19世紀末以降、フランス経済を支える重要な産業労働者の供給源としても機能することになった。

19世紀の女性は手を休めることなく、一日中、暇があれば針仕事をしてきた。そして、学校教育においても、時間を見つけては常に針仕事をするよう教え込まれた。針仕事が女性の仕事の代表格として表象の対象とされたの

は、それが女性の役割を象徴するわかりやすい構図であっただけでなく、針仕事に勤しむ女性の姿は、当時の人々が頻繁に目にする自然な光景だったからだと言えよう。

注

- 1) フランソワーズ・マイユール「第 10 章 娘たちの教育——非宗教的モデル」ジュヌヴィエーヴ・フレス、ミシェル・ペロー編『女の歴史 IV 十九世紀 1』藤原書店、483 頁。
- 2) Loi du 28 mars 1882 sur l'enseignement primaire obligatoire, *Journal officiel* (以下 JO) du 29 mars 1882.
- 3) 初等教育の義務化・無償化・非宗教化を定めた 1881~82 年の一連の法律を通称フェリー法と呼ぶ。
- 4) Françoise Mayeur, *L'éducation des filles en France au XIX^e siècle*, Paris, 2008 (1979), p. 16-24.
- 5) *Ibid.*, p. 17-18.
- 6) マイユール、前掲論文、378 頁。
- 7) 同上、379 頁。
- 8) 同上、p. 378-382 ; Mayeur, *L'éducation des filles*, p. 36-47 ; Maria Vasconcellos, Philippe Bongrand, *Le système éducatif*, Paris, 2013, p. 9.
- 9) Mayeur, *L'éducation des filles*, p. 46 ; Caroline Fayolle, « Le sens de l'aiguille. Travaux domestiques, genre et citoyenneté (1789-1799) », *Cahier du Genre*, n° 53, 2012, p. 175-183. なお、女子教育における「手仕事」は基本的に針仕事を指す。
- 10) Fayolle, *ibid.*, p. 183.
- 11) Françoise Lelièvre, Claude Lelièvre, *Histoire de la scolarisation des filles*, Paris, 1991, p. 50-51.
- 12) Loi sur l'instruction primaire, 28 juin 1833, *La législation de l'instruction primaire en France depuis 1789 jusqu'à nos jours*, tome II, De 1833 à 1847, Paris, 1891, p. 1-19 ; 石堂常世「近代フランスにおける教育の諸相と展開——其の二 十九世紀~二十世紀中葉——」『早稲田大学図書館紀要』第 26 号、1986 年、9-11 頁。
- 13) Lelièvre, *Histoire de la scolarisation des filles*, p. 52-55.
- 14) *Ibid.*, p. 53-60 ; Françoise Mayeur, *Histoire de l'enseignement et de l'éducation III. 1789-1930*, Paris, 2004, p. 697-699.
- 15) Lelièvre, *Histoire de la scolarisation des filles*, p. 60-61.
- 16) Mayeur, *Histoire de l'enseignement*, p. 348-349 ; 石堂、前掲論文、12 頁。
- 17) Projet de décret sur l'enseignement primaire, présenté par M. Carnot, Ministre de l'Instruction publique, à l'Assemblée nationale, 30 juin 1848, *La législation de l'instruction primaire en France depuis 1789 jusqu'à nos jours*, Tome III, De 1848 à 1863, Paris, 1893, p. 33-42.
- 18) Loi relative à l'enseignement. 15 mars 1850, *La législation de l'instruction primaire*

- en France depuis 1789 jusqu'à nos jours*, Tome III, De 1848 à 1863, p. 336 ; 大津尚志、「フェルレー法期フランスにおける初等学校と宗教教育」『武庫川女子大学学校教育センター年報』、2017年、22-23頁；Lelièvre, *Histoire de la scolarisation des filles*, p. 66-70.
- 19) Annexes du Bulletin officiel, Loi sur l'Enseignement primaire (10 avril 1867), *Bulletin officiel du Ministère de l'intérieur*, Paris, 1867, N°6, p. 169.
 - 20) Ministère de l'instruction publique, Instruction générale pour l'exécution de la loi du 10 avril 1867, *Bulletin officiel du Ministère de l'intérieur*, 1867, N°6, p. 183-184 ; Mayeur, *Histoire de l'enseignement*, p. 359-363.
 - 21) 大津、前掲論文、27頁。
 - 22) Joël Lebeaume, « La transformation des travaux d'aiguille en leçon de couture ou la constitution d'un réseau de pratiques scolaires cohérentes », *Spirale*, 1995, N°14, p. 107-108.
 - 23) Jules Ferry, *De l'égalité d'éducation : conférence au profit de la Société pour l'instruction élémentaire, faite à la Salle Molière le 10 avril 1870*, Paris, 1870, p. 24-27.
 - 24) Lelièvre, *Histoire de la scolarisation des filles*, p. 85-86.
 - 25) Ferry, *De l'égalité d'éducation*, p. 29.
 - 26) Loi du 9 août 1879 relative à l'établissement des écoles normales primaires, *JO* du 10 août 1879.
 - 27) Lelièvre, *Histoire de la scolarisation des filles*, p. 89.
 - 28) Vasconcellos, Bongrand, *Le système éducatif*, p. 10.
 - 29) Loi du 16 juin 1881 relative aux titres de capacité de l'enseignement primaire, *JO* du 17 juin 1881.
 - 30) Loi du 16 juin 1881 établissant la gratuité absolue de l'enseignement primaire dans les écoles publiques, *JO* du 17 juin 1881.
 - 31) Loi du 28 mars 1882 sur l'enseignement primaire obligatoire, *JO* du 29 mars 1882.
 - 32) Lelièvre, *Histoire de la scolarisation des filles*, p. 87.
 - 33) Loi du 28 mars 1882 sur l'enseignement primaire obligatoire.
 - 34) Rebecca Rogers, Françoise Thébaud, *La fabrique des filles : L'éducation des filles de Jules Ferry à la pilule*, Paris, 2010, p. 10-11.
 - 35) アンヌ・ヒゴネット「第12章 女たちとイメージ —— 表象のさまざま」『女の歴史 IV 十九世紀1』、418頁。
 - 36) E. Demailly, *Cours d'enseignement ménager, science et morale, cours moyen*, Paris, 1902, p. 237.
 - 37) Rogers, Thébaud, *La fabrique des filles*, p. 34.
 - 38) Demailly, *Cours d'enseignement ménager*, p. 237.
 - 39) Rose-Élise Chalamet, *La première année d'économie domestique à l'usage des écoles de filles : morale, soins du ménage et couture, hygiène et notions de droit usuel, rédactions, récits, résumés*, (8^e édition), Paris, 1893, p. 4.
 - 40) Demailly, *Cours d'enseignement ménager*, p. 237-261.

- 41) *Ibid.*, p. 238.
- 42) 目印には一般的に赤い綿糸を使うが、「イニシャルが組み合わせ文字の場合は一方のイニシャルを赤い綿糸、もう一方を青い綿糸で刺す」こともある。*Ibid.*, p. 238.
- 43) 同じクロスステッチ技法であっても、目印付けを目的としている場合には、クロスステッチ (point de croix) と区別して「point de marque (目印のステッチ)」と呼ぶ。実際には目印の際にもクロスステッチという用語を用いるので、用語の使用は厳格には区別されていないが、装飾的な刺繍の際に「目印のステッチ」という言葉を用いることはない。
- 44) Nathalie Bresson, *La broderie au point de croix, tradition hier, passion aujourd'hui*, Rennes, 2006, p. 13-19.
- 45) Demailly, *Cours d'enseignement ménager*, p. 238-239.
- 46) Bresson, *La broderie au point de croix*, p. 20.
- 47) 図 8 左はオード県にあるロクフェールというコミューンに住むモニック・セマ 9 歳の作品であることがわかる。残念ながら作成年代の記録はないが、20 世紀初頭のものと同推測される。右は 1937 年のユゲット・デュジュの作品であることはわかるが、作者の年齢はわからない。初等教育に「目印」の学習が導入されて以降、第二次大戦前まで赤い綿糸によるサンプラーの制作が学習プログラムとして継続していたことがわかる。双方ともステッチが不揃いであるところを見ると、同じ年ごろの女子の作品であろう。
- 48) Bresson, *La broderie au point de croix*, p. 4-5, 18.
- 49) Lebeaume, « La transformation des travaux d'aiguille », p. 111.
- 50) Yvonne Verdier, *Façons de dire, façons de faire : la laveuse, la couturière, la cuisinière*, Paris, 1979, p. 181.
- 51) 昔は洗濯の回数が少なく、洗濯ができないオフシーズンに備えてたくさんの布製品を用意する必要があった。それゆえ何ダースものシャツ、ナプキン、テーブルクロスにイニシャルで目印をつける trousseau の慣習が定着したとされる。Brigitte Franche, *Marquoirs et trousseaux en Bourgogne ou de l'éducation des filles*, Précycous-Thil, 2003, p. 74-75.
- 52) Anne-Marie Sohn, *Chrysalides : femmes dans la vie privée (XIX^e-XX^e siècles)*, Paris, 1996, p. 118-121.
- 53) Olga Verschoor, *Les trousseaux du temps jadis*, Hatier, 1996, p. 32-33.
- 54) Bresson, *La broderie au point de croix*, p. 20.
- 55) Émile Littré, *Dictionnaire de la langue française*, Tome 5, Paris, 1969.
- 56) Franche, *Marquoirs et trousseaux*, p. 54 ; Les musées de Strasbourg, *Broder sans compter : l'art de la broderie en Alsace du 16^e au 20^e siècle*, Strasbourg, 2004, p. 42-49. マルコワールはアルファベットが主要なモチーフとなっている場合、「アルファベット練習帳 (abécédaire)」と呼ばれることもある。
- 57) Verdier, *Façons de dire*, p. 184 ; Jacqueline Jacqué (éd.), *Andrinople, le rouge magnifique: De la teinture à l'impression, une cotonnade à la conquête du monde*, La Martinière, 1995, p. 89.
- 58) Demailly, *Cours d'enseignement ménager*, p. 11.

- 59) *Ibid.*, p. 12-17.
- 60) *Ibid.*, p. 13-14 ; *Cours d'enseignement ménager : rédigé d'après les programmes du 27 juillet 1882, par une institutrice publique du département du Nord*, Lille, 1902, p. 3-4.
- 61) *Cours d'enseignement ménager* [Lille], p. 43.
- 62) Rose-Élise Chalamet, *La première année d'économie domestique à l'usage des écoles de filles : morale, soins du ménage, hygiène, jardinage, travaux manuels, suivie de notions d'instruction civique et de de droit usuel, livre du maître*, Paris, 1893, p. 162-163.
- 63) Demailly, *Cours d'enseignement ménager*, p. 237-238.
- 64) Joël Lebeaume, *L'enseignement ménager en France : Sciences et techniques au féminin, 1880-1980*, Rennes, 2014, p. 34-35.
- 65) L.-Ch. Desmaisons, *Tu seras ouvrière, simple histoire : Livre de lecture courante, à l'usage des écoles des filles, leçons de choses, hygiène, travail manuel, économie domestique*, Armand Colin, Paris, 1892.
- 66) *Ibid.*, p. 4-5.
- 67) Demailly, *Cours d'enseignement ménager*, p. 19.
- 68) Verdier, *Façons de dire*, p. 172-177.
- 69) Lebeaume, « La transformation des travaux d'aiguille », p. 110-111.
- 70) *Ibid.*, p. 107.
- 71) Chalamet, *La première année d'économie domestique*, p. 1.
- 72) Lebeaume, *L'enseignement ménager*, p. 39-40.
- 73) Chalamet, *La première année d'économie domestique*, p. III (aux maîtres).
- 74) Verdier, *Façons de dire*, p. 164-167.
- 75) L.-Ch. Desmaisons, *Pour le commencement de la classe (filles), 200 lectures morales quotidiennes*, Paris, 1895, p. 60-61.
- 76) 拙稿「フランスの女性労働に関する社会経済史的考察——19世紀後半から1914年まで——」『フランス文化研究』第50号、2019年。
- 77) マドレーヌ・ルベリウ「女工」ジャン＝ポール・アロン（編）『路地裏の女性史』新評論、1986年、80頁。
- 78) Chalamet, *La première année d'économie domestique*, p. III (aux maîtres).

(本論文は平成31年度獨協大学特別研究助成の研究成果である。)